

株 式 取 扱 規 則

日 本 航 空 株 式 会 社

第1章 総則

第1条 (目的)

当会社が発行する株式および新株予約権に関する取扱いおよび手数料ならびに株主の権利行使に際しての手續等については、定款第16条の規定に基づき、この規則の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）ならびに口座管理機関である証券会社および信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。

2. 当会社および当会社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手續等は、この規則の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

第2条 (株主名簿管理人)

当会社の株主名簿管理人、同事務取扱場所および同取次所は次のとおりとする。

株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社

同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番5号

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

第3条 (請求または届出)

この規則による請求または届出は、当会社の定める書式によるものとする。但し、当該請求または届出が証券会社等および機構を経由して行われる場合ならびに第15条第1項に定める場合は、この限りでない。

2. 前項の請求または届出について、代理人より行うときは代理権を証明する書面を、保佐人または補助人の同意を要するときは同意を証明する書面を提出しなければならない。
3. 当会社は、第1項の請求または届出が証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求または届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
4. 当会社は、第1項の請求または届出をした者に対し、その者が株主または代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
5. 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求または届出を受理しない。

第2章 株主名簿への記載または記録等

第4条 (株主名簿への記載または記録)

当会社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載または記録を行う。

2. 当会社は、株主名簿に記載または記録される者（以下「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載または記録を変更する。
3. 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載または記録を行う。

第5条 （株主名簿に使用する文字等）

当会社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載または記録するものとする。

第6条 （新株予約権原簿への記載または記録）

新株予約権原簿への記載または記録、新株予約権に係る質権の登録、移転または抹消、信託財産の表示または抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

2. 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第3章 諸届

第7条 （株主等の住所、氏名または名称の届出）

株主等は、その住所および氏名または名称を、当会社に届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

2. 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第8条 （外国居住株主等の届出）

外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか、または日本国内において通知を受ける場所を定めて、常任代理人の住所および氏名または名称もしくは通知を受ける場所を届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

2. 常任代理人は、前条および次条1項の規定を準用する。
3. 第1項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第9条 （法人の代表者）

株主等が法人であるときは、その代表者1名の役職名および氏名を届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

2. 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第10条 （株式を共有する場合の代表者）

株式を共有する株主は、当該株式について、その代表者1名を定めて、その住所および氏名または名称を届け出なければならない。変更があった場合も同様とする。

2. 前項の届出または変更は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。但し、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

第 11 条 (法定代理人)

株主等に親権者または後見人等の法定代理人があるときは、当該法定代理人の住所および氏名または名称を届け出なければならない。変更または解除があった場合も同様とする。

2. 前項の届出、変更または解除は、証券会社等および機構を経由して届け出なければならない。但し、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りでない。

第 12 条 (その他の届出)

第 7 条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当会社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等および機構、もしくは証券会社等を経由して届け出るものとする。但し、第 4 条第 3 項に定める場合はこの限りでない。

2. 証券会社等で受理または取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

第 13 条 (新株予約権者の届出方法)

当会社の新株予約権原簿に記載または記録される者の届出事項およびその届出方法については第 7 条から前条までの規定を準用する。但し、第 6 条第 2 項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第 4 章 株主権等の行使手続

第 14 条 (書面交付請求および異議申述)

会社法第 325 条の 5 第 1 項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）および同条第 5 項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等および機構を通じてする場合は、証券会社等および機構が定めるところによるものとする。

第 15 条 (少数株主権等の行使方法)

社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第 147 条第 4 項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使するときは、個別株主通知（振替法第 154 条第 3 項に定める通知をいう。）の申出をしたうえ、本規則に別段の定めがある場合を除き、記名押印した書面により行うものとする。但し、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

2. 前項の少数株主権等の行使については、第 3 条第 2 項、第 4 項および第 5 項を適用するものとする。

第 16 条 (株主提案議案の株主総会参考書類)

前条第 1 項に定めるところにより、株主提案権が行使された場合、提出議案につき、以下に記載の字数を超えるときは、当会社は株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。

(1) 提案の理由

各議案ごとに 400 字

(2) 取締役、監査役および会計監査人の選任に関する事項

各候補者ごとに 400 字

第5章 単元未満株式の買取り

第17条 (買取請求の方法)

単元未満株主が、自己の有する単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

第18条 (買取価格の決定)

単元未満株式の買取単価は、前条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。但し、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第19条 (買取代金の支払い)

当会社は、当会社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求者に買取代金を支払う。

2. 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに支払う。

第20条 (買取株式の移転)

買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払い手続を完了した日に当会社の口座に振り替えられるものとする。

第6章 単元未満株式の売渡し

第21条 (売渡請求の方法)

単元未満株主が、自己の有する単元未満株式の数とあわせて単元株式数となる数の株式の売渡しを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等および機構を経由して行うものとする。

第22条 (売渡請求の制限)

同一日になされた売渡請求の合計株式数が、当会社が売渡請求のために保有する自己株式数を超えるときは、その日における全ての売渡請求は、その効力を生じないものとする。

第23条 (売渡価格の決定)

単元未満株式の売渡単価は、第20条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する市場における最終価格とする。但し、その日に売買取引が成立しなかったときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2. 前項による売渡単価に売渡請求株式数を乗じた額をもって売渡価格とする。

第24条 (売渡請求の受付停止)

当会社は、次の各号に定める日から起算して10営業日前の日から当該各号に定める日までの間、売渡請求の受付を停止する。

- (1) 3月31日
- (2) 9月30日

- (3) その他の株主確定日
2. 前項のほか、当会社または機構が必要と認めるときは、売渡請求の受付を停止することができる。

第 25 条 (売渡株式の移転)

売渡請求を受けた単元未満株式は、売渡代金が当会社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に売渡請求者の口座に対する振替の申請を行うものとする。

第 7 章 手数料

第 26 条 (手数料)

当会社の株式の取扱いに関する手数料は、無料とする。

2. 前項の規定にかかわらず、株主等が証券会社等または機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

第 27 条 (本規則の制定および変更)

本規則の制定および変更は、取締役会の決議による。

2. 本規則の細則は、社長が定めることができる。

附 則：

1. 本規則は、2011 年7月1日より実施する。
2. 本規則の改定は、当会社が東京証券取引所へ上場した日をもって施行する。
3. 株主総会決議に基づき、当会社の定款16条(株式取扱規則)の条数が変更されたときは、第1条および本附則に定める「定款16条」は変更後の条数を定めたものとみなす。

【制定・変更】

制	定	2011年（平成23年）	7月 1日
変	更	2012年（平成24年）	7月10日
変	更	2012年（平成24年）	8月 3日
変	更	2022年（令和 4年）	9月 1日